令和８年９月定例農業委員会議事録

1. 日　　時	令和８年９月２５日　午後１時３０分
2. 場　　所	松浦市文化会館　リハーサル室

3. 農業委員の出席状況　（○出席　☒欠席　㋫遅刻　㋬早退）

○ 1番	宮本　国男	○ 2番	瀬川　靖典	○ 3番	松本　由美子
☒ 4番	末武　章	○ 5番	引地　国弘	○ 6番	大石　恵子
○ 7番	武部　利弘	○ 8番	﨑村　康子	○ 9番	前田　秀一
○ 10番	宮本　章	○ 11番	坂本　康弘	☒ 12番	濱﨑　稔
○ 13番	久保　繁徳	○ 14番	大田　重敏	○ 15番	野中　孝
○ 16番	金子　秀幸	○ 17番	山内　重年	☒ 18番	須藤　正文
○ 19番	佐々木　龍二				

出席農業委員数　16名　　在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。

4. 農業委員以外の出席者（農地利用最適化推進委員）

○ 川久保　稔美	○ 山下　勝美	○ 松本　美徳	○ 松本　伸雄	☒ 山口　康明	☒ 長谷川　壽幸
○ 山口　信也	○ 前田　將直	☒ 松瀬　竹虎	○ 新見　哲也	☒ 髙田　良彦	☒ 渡口　学
○ 松尾　茂	○ 紙本　政信	○ 徳田　詳吾	○ 松本　覚二	○ 小林　重喜	○ 松﨑　美喜雄

5. 農業委員会以外の出席者

6. 事務局職員の出席者

局長　金子　恵子	次長　田畑　徹二	係長　桃田　忠邦
主事補　川崎　涼	主事　池　洸彦	分室長　出口　義之

7. 議　　長	佐々木　龍二

8. 議事録署名委員の指名

5番　引地　国弘	6番　大石　恵子

【事務局長】
皆様こんにちは。ご多用な中ご出席いただき有難うございます。そして日頃から農業委員会の業務にご理解とご協力をいただきまして有難うございます。それでは只今から令和8年9月の農業委員会総会を開催いたします。本日欠席される委員の方は農業委員4番末武委員、12番濱﨑委員，18番須藤委員、推進委員の方が5番山口康明委員、6番長谷川委員、9番松瀬委員、11番髙田委員12番渡口委員です。出席委員は過半数以上が出席されており定足数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。そして、先日、推進委員の渡口委員のお母さまがご逝去されましたので、農業委員会を代表いたしまして9月24日にお通夜に参列してきましたので皆様にご報告いたします。そのため本日は欠席されております。それから8月17日から9月3日まで実施いたしました農地パトロールについてですが、皆様のご協力により無事に終わりました。今年は酷暑の中での実施となりました。委員の皆様にはこのような中ご協力いただきまして大変有難うございました。農地の利用状況につきましてはお持ちのタブレット端末に入力していただくことになっていますが、タブレット端末のほうがうまく動かないとのご報告も多く受けておりますので何か不具合がありましたらお気軽にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。それでは佐々木会長のご挨拶をいただきまして総会に入らせていただきます。会長よろしくお願いいたします。

【会　長】
皆様こんにちは。一昨日までの5連休シルバーウィークが終わりました。前回が2015年だったので11年ぶりでした。その5連休3日目の9月21日は敬老の日でした。私の地区では前日の20日に70歳以上のお年寄りを招待して敬老祝賀会が地区公民館で開催されました。祝賀会が始まる前に、参加されていた87歳になられる現役男性農業者の方とお話をすることができました。普通期米の稲刈りはもうすぐですか？と私が尋ねると「今が入熟期かな。身が入りかけたが、まだ固まってはいない。米粒を噛むと、べちゃっとするので分かる」とおっしゃいました。農業のプロとして87歳まで積み上げてこられた経験の重みを感じ、尊敬の念を抱きました。ところで、以前読んだ本の中に、長生きの秘訣は適度な運動習慣と社会に関わる生活習慣と書かれていました。やはり、このような良い習慣の継続が人の健康寿命を伸ばすようです。加えて畜産産業で愛情を込めて一心に農作物や牛などを育てる生活習慣も、更に人の健康寿命を伸ばすのではないでしょうか。結びになりましたが、私たち農業委員・推進委員の1期3年の任期も、あと半年となりました。次の三つの良い習慣の継続に来年3月までお互い努めましょう。一つ目は担当地区の農地の見守り活動。二つ目は担当地区の農業者との会話声掛け。三つめは活動記録簿の記入。以上の三つの習慣のキーワードは、見守り、会話、記録、この三つです。それでは、本日の総会、どうぞ宜しくお願いいたします。

【議　長】
それでは議事録署名人の指名に移ります。農業委員5番、引地委員、同じく6番、大石委員にお願いします。続きまして、報告事項に移ります。議案書1ページから2ページの農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）と農地法第3条の3の規程による届出（相続）、申請事件の処理状況、提案事件の集計表について事務局の説明をお願いします。

【事務局】
それでは、報告事項についてご説明いたします。議案書の1ページから2ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)でございます。1件ございます。貸し人、佐賀市兵庫北三丁目[redacted]氏と借り人、今福町木場免[redacted]番地[redacted]氏との契約については農業経営基盤強化促進法による相対契約となっておりました。農地の表示は今福町木場免桑ノ木[redacted]及び[redacted]の田、二筆で2,617㎡です。解約理由は借り人への所有権移転によるもので、今年の5月末に合意解約したものです。その後、6月の農業委員会総会において農地法3条の所有権移転の審議を行っていた分です。報告が遅くな

り申し訳ございませんでした。次に農地法第3条の3の規程による届出（相続）でございます。2件ございます。1件目です。被相続人は志佐町里免[redacted]番地　[redacted]氏、相続人は志佐町里免[redacted]番地　[redacted]氏です。農地の表示は志佐町里免字馬立場[redacted]から志佐町浦免字馬立場[redacted]までの田7筆、畑4筆　計11筆の合計面積4,501㎡です。被相続人の[redacted]氏は令和7年11月7日に亡くなられ、相続人の[redacted]氏が令和8年7月13日に相続登記が完了したということで、令和8年8月10日付けで届出があり、8月14日に受付をしております。2件目です。被相続人は志佐町栢木免[redacted]番地　[redacted]氏、相続人は志佐町栢木免[redacted]番地　[redacted]氏です。農地の表示は志佐町栢木免字南川原[redacted]から字栢木[redacted]までの田、11筆、畑、15筆、計　26筆の合計面積9,414．96㎡です。被相続人の[redacted]氏は令和8年7月22日に亡くなられ、相続人の[redacted]氏が令和8年8月18日に相続登記が完了したということで、令和8年9月2日付けで届出があり、9月7日に受付をしております。

次に申請事件の処理状況です。2ページになります。8月に審議いたしました農地法第5条関係が2件ございます。譲渡人の[redacted]氏と[redacted]氏、譲受人の[redacted]氏とのキャンプ場及び駐車場用地の違反転用による追認申請分と、譲渡人の[redacted]氏、譲受人の株式会社[redacted]代表取締役　[redacted]氏との事務所用地への転用申請分については、いずれも令和8年9月15日付けで長崎県知事の転用許可がおりております。

最後に提案事件の集計表です。この後の付議事項で審議いただく内容となっております。農地法第3条の所有権移転が1件、農地法第5条の転用申請が5件ございます。意見書関係で、農業振興地域整備計画の変更についてが2件、承認関係で、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請分が全部で25件、うち1件が農業委員関係分となっています。私からの説明は以上でございます。

【議　長】

事務局の説明が終りました。只今の報告について各委員さんから何かございますでしょうか。

無いようですので報告どおりとさせていただきます。それでは付議事項に入ります。3ページ議案第46農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第46号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてです。本件は、農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可又は不許可をご審議いただくものです。議案は3ページです。事件番号1です。譲渡人は、志佐町高野免[redacted]番地　[redacted]氏、譲受人は、志佐町高野免[redacted]番地　[redacted]氏です。土地の所在は、志佐町高野免字通山[redacted]地目は畑、面積は289㎡となっております。申請事由は、双方で合意がなされ交換のため贈与により所有権の移転を行うものです。[redacted]氏は認定農業者ではありませんが、農地の管理などを精力的にされております。農業従事者は1名、農業従事日数は年間10日であり、その他、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上、ご審議をお願いします。

【議　長】

有難うございました。それでは地元委員さんのご意見を伺います。事件番号1番について、農業委員10番、宮本章委員お願いします。

【宮本委員】
農業委員10番、宮本です。この二人は親戚関係でもありますし、お互いの家も近くて十分協議をされたということで伺っております。問題はないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

【議　長】
有難うございました。事件番号1番について地元委員さんからの説明がございました。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

【武部委員】
ちょっといいですか。

【議　長】
はい、お願いします。

【武部委員】
たいして問題ではないかもしれませんが、農業従事日数が10日というのに一生懸命に管理されているのに10日、年間54週くらいありますよね。10日しか気張らないのに一生懸命という表現があったので、そういうことでいいのかなと思いました。

【事務局】
そうですね、この10日というのが[redacted]さんが所有されている農地の面積に対する従事日数でありますので、所有している面積が2396㎡と少ない。10日もあれば管理ができるので、そのように記載しております。

【武部委員】
他に農地は無いのですよね。これだけ。

【事務局】
そうですね。所有農地はたくさんあるんですが、ご自身で実際管理している農地が2反ちょっの農地を管理されているということです。なので定期的に草刈り等々されて年間10日ということだったので、持ってらっしゃる実際管理してらっしゃる農地に対する従事日数ということで10日で妥当かというところです。

【議　長】
武部委員さん、よろしいでしょうか。

【武部委員】
私はいいんですが、何かおかしいなと思いまして。

【議　長】
はい、有難うございました。他にご意見等はございませんでしょうか。

はい、無いようですので、議案第46号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につきましては、申請のとおり決定することといたします。続きまして4ページ、議案第47号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

議案第47号農地法第5条の規定による許可申請についてです。農地法第5条の規定による許可申請があったので、許可相当であるか否かを決定するものです。番号1です。関係資料は69ページから71ページとなっております。譲受人は今福町東免[redacted]氏、譲渡人は今福町東免[redacted]番地[redacted]氏でございます。次に申請地は、今福町東免字山川[redacted]、地目は畑、面積は824㎡となっております。農地の区分は、第3種農地です。転用の目的は、売買により所有権を移転し、資材置場として利用するものです。土地利用については、71ページの資料をご覧ください。図のように車両23台を配置する予定となっております。排水については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は発生しないとのこと。営農への影響ですが、現状のまま利用するため土砂の流出はないとのこと、近隣農地への営農に支障の無いよう隣地から0.5m程度の緩衝地を設けることから問題はないと思われます。許可相当と考えます。

次に番号2です。関係資料は72ページから74ページとなっております。譲受人は今福町東免[redacted]氏　譲渡人は今福町東免[redacted]番地[redacted]氏でございます。次に申請地は、今福町東免字山川[redacted]、地目は畑、面積は26.19㎡になります。農地の区分は第3種農地です。転用の目的は、使用貸借により無償で事件番号1の資材置場への進入路として利用するものです。土地利用については、74ページの資料をご覧ください。図のように申請地の一部を進入路として利用する予定となっております。排水については、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は発生しないとのこと。営農への影響ですが、一部分の転用であって現状のまま利用するため土砂の流出はないことから問題はないと思われます。許可相当と考えます。

次に番号3です。関係資料は75ページから81ページに添付しております。譲受人は京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町[redacted]番地[redacted]株式会社、譲渡人は神戸市西区美賀多台一丁目[redacted]氏でございます。次に申請地は、御厨町前田免字久保田[redacted]、地目は畑、面積は1,290㎡となっております。農地の区分は、第2種農地です。転用の目的は地上権設定により太陽光発電用地として利用するものです。土地利用については、77ページの資料をご覧ください。図のようにパネルを168枚配置する予定となっており自社消費型の発電事業とのことです。太陽電池などの詳細については、78ページから81ページをご覧ください。また、申請地は基本的に現状のまま利用することになっております。周りには、防護柵フェンスを施す計画です。排水計画については、雨水排水は自然流下、汚水及び生活雑排水は発生しないとのことです。営農への影響ですが、隣接する農地が東側と北側にありますが申請地に高さの生じる建築・工作物は設置せず、土地造成も伴わないため日照に影響は生じないとのことです。また農地への通作道路も確保されているため問題はないと思われます。許可相当と考えます。

次に番号4です。関係資料は82ページから85ページとなっております。譲受人は星鹿町北久保免[redacted]番地[redacted]氏、譲渡人は星鹿町岳崎免[redacted]番地[redacted]氏でございます。次に申請地は、星鹿町下田免字大道[redacted]と[redacted]の2筆です。地目は2筆とも畑、面積は、2筆合わせて494㎡となっております。農地の区分は2筆とも第2種農地です。転用の目的は、

使用貸借により無償で一般個人住宅用地として利用するものです。土地利用については84ページをご覧ください。木造平屋建1棟を建てる計画です。排水については、雨水排水は水路放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に既存の道路側側溝へ放流とのこと。営農への影響ですが、隣接地との間はブロック積にて土砂流出を防止する、また建物の高さを加減することから日照に影響を及ぼさないため問題はないと思われます。許可相当と考えます。

あらためまして皆さん、こんにちは。鷹島分室、出口でございます。先月に引き続き鷹島地域の案件が出ておりますので、分室の方より資料の内容についてご説明申し上げます。説明については着座にて失礼をさせていただきます。5ページのですね事件番号5番をお願いいたします。譲受人は松浦市鷹島町阿翁浦免[redacted]　[redacted]氏と[redacted]氏です。譲渡人は松浦市鷹島町中通免[redacted]番地　[redacted]氏です。申請地は松浦市鷹島町神崎免字水尻[redacted]　地目は畑、面積は689㎡となっております。農地は立地や生産者へ都市計画の状況などにより五つの農地の区分に分類されております。この区分によりまして建物であるとか駐車場などに形を変える農地の転用、これができるかどうかが決まってまいりますけれども、今回申請があってる農地の所在地は都市計画区域以外となっており、加えまして土地改良事業の対象地にもなっておりません。農地の区分は、先ほど五つに分類されると申し上げましたけども、転用が難しい農地を1とするのであれば、本事案は農業上の利用に支障が比較的少ない農地といたしまして4番目に位置する農地となっておりまして、小規模の団地に属する第2種の農地となっています。転用の目的は売買により所有権を移転し一般個人住宅を建築するものでございます。議案の内容の詳細につきましては関係資料によりご説明を申し上げます。事件番号5として86ページから90ページに資料の方を添付いたしております。まず申請地につきましては86ページの位置図をお願いしたいと思っております。鷹島肥前大橋を渡りまして町内の中心部に向っていきますと[redacted]という飲食店がございますけども、そこの突き当りを右方向に右折しまして300m近く北東の方に進んだところが申請地となっております。次に87ページの地籍図をお願いいたします。申請地は県道158号鷹島線に接道いたしておりまして、北は赤線、東は畑、南は宅地という配置関係になっております。土地利用につきましては88ページをお願いいたします。赤線の囲いが申請地全体を示しておりまして、黄色の囲いが住宅用地となる部分でございます。ここで一般個人住宅へ転用する場合は、進入路であるとかのり面を除いた住宅用地、いわゆる有効面積の上限が500㎡となっております。この一般の個人住宅を建てるための転用で500㎡以下、約150坪以下が目安とされる根拠につきましては、農地法では農地を他の用途へ転用する場合、申請の目的に対して本当に必要な広さか、これを審査することになっております。過剰に広い宅地への転用を防ぐために必要最小限の面積という審査基準を農林水産省であるとか全国の農業委員会におきまして500㎡以下が目安として幅広く採用されているところでございます。この500㎡が妥当とされる根拠につきましては、一般的な家庭、一般的な家族が生活するための母屋、建物に加えまして日常の生活同線であるとか、車2～3台分の駐車スペース、ちょっとして庭などを確保する広さといたしまして500㎡程度が妥当ということで判断をされていることでございます。農業委員会におきましては、特に用いる法律、農地法の条文自体に一律500㎡までという明確な数値が直接書かれている訳ではございませんが、貴重な農地を守るため、農林水産省の審査基準や各自治体の運用において転用の面積の上限の目安として、この500㎡以下というのが設定されているものでございます。配置図をご覧いただきますと東側と西側にのり面が確認できます。このことから本申請における有効面積、この黄色の中ほどにですね[redacted]という赤字がありますけど、その下にですね有効面積425．56㎡となっておりまして、先ほど申し上げました500㎡以下の基準面積であることを確認いたしております。土地の造成につきましては、89ページをお願いいたします。上段がですね南北方向の断面を示しておりまして、①の方が北の方角、②の方が南の方角となっております。図面の現況線

が示すとおり①の北側が高いため最高で75cm程度の切土によってその土地を造成いたしまして、北側を住宅、南側に駐車場とする計画ということでございます。下段の断面図はですね東西方向の断面図でありまして、のり面が大きいことを確認できます。この為のり面部分はそのまま残しまして、それ以外の部分を住宅用地とする計画となっております。なお、造成等に関する手続きといたしましては松浦市市民生活課の方へ土地開発協議書が提出されております。また、盛土規制法に係る手続きは切土の程度から不要となっております。土地利用計画は88ページですね、先ほど申し上げましたとおり、北の方に住宅を建築いたしまして、南を駐車場として利用いたします。排水は雨水排水は溜桝集水、汚水は合併処理浄化槽で処理後に溜桝を介しまして県道の側溝へ放流いたします。なお、本計画において県道側溝への接続に係る工事が必要となるために県北振興局田平土木事務所へ工事施工承認申請それから道路占用許可申請の手続きがとられております。次に90ページ、これは立面図になっておりますけども、木造平屋の住宅で屋根の高さは約5mということでお聞きいたしております。周辺の営農への影響でございますけれども、書面と現地確認の結果、土留工事等により土砂の流出の恐れがなく、排水も適切に処理され隣接する畑との距離関係から日照や通風しに問題ないものと考えております。最後にこの住宅を建設するにあたりまして、残高証明書と住宅ローンの事前審査結果、通知書により資金計画に問題がないことを確認しておりますので、本申請については許可相当と判断して差し支えないものかと考えております。説明については以上でございます。ご審議方宜しくお願いいたします。

【議　長】
有難うございました。事務局と出口鷹島分室長さんからの説明が終わりました。事件番号1番と2番について、地元委員さんのご意見を伺います。農業委員7番武部委員お願いいたします。

【武部委員】
農業委員7番武部です。1番2番の案件につきましては、以前に整備工場整備のために駐車場兼車両置き場ということで前に申請が上がっていました分の隣接地でございまして、自分の所有地と周りの人の転売も含めまして台数の所有場所を確保したいということで隣地の同意のもとされております。畑の現状そのままされてまして，側溝付近についても別になかったものをわざわざ溝堀して雨水対策とされておりますし、現状では何ら問題があるところはございませんので、妥当と考えています。以上です。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号1番2番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員16番金子委員お願いします。

【金子委員】
農業委員16番金子です。9月の17日にですね事務局並びに野中委員と現地を確認しました。先ほど言われたとおりきれいに整備をされていまして何も問題はないかと思われます。以上です。

【議　長】
はい、有難うございました。続きまして事件番号3番について、地元委員さんのご意見を伺いますが、地元委員の長谷川委員が本日欠席ですので、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】
申請地の周りもですね、農地となっておりますが、現状は雑種地みたいな感じになっていまして、被害防除計画書とかにもですね書いてあったんですが、建築物を高さのあまり出ないものとして日照の問題などを対策しておりますので、何ら問題はないと思われるため許可相当だと考えております。以上です。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号3番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員15番野中委員お願いします。

【野中委員】
はい、農業委員15番野中でございます。今ご説明がありましたように、この問題については特段問題なしと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

【議　長】
有難うございました。続きまして事件番号4番について、地元委員さんのご意見を伺います。推進委員1番川久保委員お願いします。

【川久保委員】
推進委員1番川久保です。9月17日に現地立ち合いということで事務局の方と現地立ち合いをしました。排水等も既存がうまく整理されていてですね、隣接する隣の家とも何ら問題もなく農地も区画がきれいにできるということで、何ら問題はないということでご審議の方よろしくお願いします。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号4番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員15番野中委員お願いします。

【野中委員】
申し上げられたとおりでございまして、特段問題なしと判断しております。

【議　長】
有難うございました。続きまして事件番号5番について、地元委員さんのご意見を伺います。農業委員2番瀬川委員お願いします。

【瀬川委員】
農業委員2番の瀬川でございます。17日の日に事務局と担当委員の皆さんと現地を確認をいたしました。先ほど鷹島分室長からも詳細は説明されたとおり、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号5番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員16番金子委員お願いします。

【金子委員】
はい、16番金子です。先ほど分室長から説明がありましたとおり、何ら問題なく現地を確認しております。ご審議の方よろしくお願いします。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号1番から5番までを一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。
無いようですので、議案第47号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。続きまして6ページ、議案第48号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

【事務局】
議案第48号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。議案書は4ページから56ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。ＡtoＢの契約が24件の計画となっております。最初に農地の出し手をまとめて一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

【議　長】
事務局からの説明が終りました。ここでしばらく時間を取りますので、担当地区分の資料のご確認をお願いいたします。
よろしいでしょうか。それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。
無いようですので、議案第48号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして57ページ、議案第49号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。なお、農業委員会法第31条の規定により農業委員本人又は同居の姻族に関する事項についてはその事項に参与することができないとなっておりますので、関係委員の退出をお願いする予定でしたが、関係委員の末武委員が本日欠席をされています。そこで退室なしでこのまま事務局の説明をお願いします。

【事務局】
議案第49号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてご説明いたします。農業委員関係分となっております。議案書は57ページから66ページをご覧ください。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するというものでございます。ＡtoＢの契約が1件の計画となっております。最初に農地の出し手を一覧表に記載し、その後ろに農地の借り手ごとの経営状況等をそれぞれ記載していますので、権利の設定内容及び借り手の経営状況等も併せてご確認いただきますようお願いいたします。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

【議　長】
事務局からの説明が終りました。ここでしばらく時間を取りますので、資料のご確認をお願いいたします。
よろしいでしょうか。それでは各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。
無いようですので、議案第49号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ本計画を定めるように要請することといたします。続きまして67ページ、議案第50号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

【事務局】
議案第50号農業振興地域整備計画の変更についてです。農業振興地域計画の変更については、農林課が所管課となっております。今回、農業振興地域整備計画の変更申請書が農林課へ提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へ意見を求められております。つきましては、農業振興地域整備計画における土地利用計画に影響がないか、計画変更に伴って周辺の農業に影響がないか等の観点からご審議いただくものです。資料は91ページから93ページとなっております。事件番号1です、農振地区域からの除外となります。申請人は、志佐町栢木免[redacted]　[redacted]氏です。申請地は、志佐町栢木免字上ケ蔵[redacted]　地目は田　面積は398㎡です。変更目的は植林用地で、変更理由は違反転用是正のためです。本件は、7月総会で違反転用事案報告として審議され、その後、県からは追認申請相当と判断されましたが、対象地が農用地区域に入っていたため、転用申請するにあたり農用地区域から除外するために申請されたものです。
そしたら事件番号2番についてご説明いたします。この議案の3行目に記載してあります農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定はですね、市町村が農業振興地域整備計画を変更する際、農用地区域を設定する場合であるとか、土地の用途区分などを変更する場合にもこの計画を策定する時と同様に農業委員会の意見を聞かなければならないということで法律に規定がありますので、その定めに基づいて農業委員会の意見を求められているものでございます。議案の下段ですね事件番号2をお願いいたします。1．変更の区分は農用地区域からの除外です。2．計画変更の土地の所在地は（1）で松浦市鷹島町中通免字松原[redacted]、地目は畑、面積が493㎡となっております。（2）で土地の所有者及び登記名義人は[redacted]氏となっています。3の転用者は松浦市鷹島町中通免[redacted]、[redacted]氏と[redacted]氏となっております。4の変更内容は（1）で目的といたしまして一般住宅建設用地として（2）の理由として自己用の一般住宅の建築のためとなっております。議案の内容の詳細につきましては関係資料によりご説明を申し上げます。事件番号2といたしまして91，94，95ページに添付をしておりますけども申請地については91ページの位置図をお願いいたします。鷹島町のほぼ中央に位置する土地となっております。94ページに位置図をさらに拡大したものを添付しておりますけども鷹島支所から約300ｍほど南に位置する土地となっております。引き続き95ページをお願いいたします。今回意見を求められている周辺部の農業振興地域整備計画上の農用地区域を載せております。この農業振興地域内の農用地区域とは将来に渡りまして農業の利用を優先確保すべき生産性の高い優れた農地や土地改良事業が行われた区域のことを指します。このため他の用途への利用よりも農業が優先される土地となっておりまして住宅や駐車場などの農業以外への農地転用が原則として認められていない土地となっております。しかしながら、こういう土地に家を建てたり駐車場にしたい場合には、まず農用地区域から除外する農振除外という手続きが必要となりまして、今回その意見を求められているものでございます。この除外をするに当たりましては代わりの土地がないこと、それから土地改良事業完了後から8年以上経過していることなど、

厳格な条件をすべて満たす必要があることとなっております。これらを踏まえまして事件番号2の農用地区域から除外するに当たっての農業委員会の意見でございますけども、申請地を含めた区域内で土地改良事業などの事業計画は予定されていないこと、それから申請地は農用地区域の団地の端に位置しておりまして除外しても団地を分断することがないこと、一般個人住宅用地における排水計画においては道路側溝への放流となっていること、以上のことなどから農業振興整備計画の土地利用計画に影響はなく周辺の営農への影響もないものと考えております。従いまして本変更申請に対する農業委員会の意見は農業振興上の影響はないものと判断されるとして差し支えないのではないかと考えております。説明については以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

【議　長】
事務局と分室からの説明が終わりました。事件番号1番について地元委員さんのご意見を伺います。農業委員9番前田秀一委員お願いします。

【前田委員】
農業委員9番の前田でございます。先ほど事務局から説明がありましたように、この案件は7月に違反転用関係で審議いただいたものでございます。周囲は山林でして何ら他の農用地に影響はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員15番野中委員お願いします。

【野中委員】
はい、15番野中でございます。先ほど前田委員からも申し上げられたとおりでございまして、先人達のそういうような場所で営農を続けてらっしゃったということに敬意を表したいような場所でございました。以上です。

【議　長】
有難うございました。続きまして事件番号2番について、地元委員さんのご意見を伺います。推進委員18番松﨑委員お願いします。

【松﨑委員】
推進委員18番松﨑です。9月17日に事務局と担当委員さん私で現地を確認し、現地にて説明を受けました。事務局の説明どおり除外されても良いと思います。以上です。

【議　長】
有難うございました。それでは事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員16番金子委員お願いします。

【金子委員】
はい、16番金子です。この土地の分ですけども、一筆で大きいものを分筆をされて、その部分を部分的に除外をしたいという話でしたので何ら問題ないと思われます。ご審議の方よろしくお願いします。

【議　長】

有難うございました。それでは事件番号1番と2番について、一括して審議いたします。各委員さんから何かご意見はございますでしょうか。

無いようですので、議案第50号農業振興地域整備計画の変更については、農業振興上の影響は無いと判断されるいう意見書を市長の方に提出いたします。

以上を持ちまして本日の付議事項について審査決定いたしました。続きまして協議事項に入ります。事務局からお願いします。

【事務局】

【協議及び事務連絡】

・農業委員等の応募状況について（途中経過報告）
・農業委員会旅行について（再周知）
・農地パトロール（利用状況調査）のタブレット入力について
・地区別農業委員会委員研修会について（10/27の定例会前）
・熊本地震義援金について
・農業者年金オンラインセミナーについて
・農地一筆ごとの意向調査について

【議　長】

それでは本日の総会は終ります。来月は、令和8年10月27日火曜日、13時30分、場所は文化会館小ホールとなっておりますのでお間違いの無いようお願いいたします。また、来月は総会前に地区別研修会を開催し、その後に10月の総会を行いますので、終わりが16時30分頃になると思われます。長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。皆様、本日はお疲れさまでした。

〈　閉会の時刻　〉14　時　47　分